

第2回  
首都直下地震帰宅困難者等対策協議会  
議事録

# 第2回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会

## 議事次第

日 時：平成23年11月22日（火）14:30～16:00

場 所：全国町村会館 2階ホール

1. 開 会
2. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会規約の改正について
3. 首都直下地震帰宅困難者等対策協議会検討状況について
4. 帰宅困難者対策の実態調査結果について
5. 帰宅困難者対策の取組について
6. ワーキンググループにおける今後の主な検討課題について
7. 一斉帰宅抑制の基本方針について
8. 閉 会

[司会（醍醐危機管理監）] それでは定刻となりましたので、ただいまより第2回首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を開催させていただきます。皆様におかれましては本日、ご多忙のところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます東京都危機管理監の醍醐でございます。会議の冒頭にあたりまして、まず、最初に内閣府平野防災担当大臣よりご挨拶を申し上げます。

[平野大臣] 防災担当大臣の平野達男でございます。どうぞよろしく願いいたします。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会、今日は第2回会合になりますけれども、開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

協議会のメンバーの皆様方におかれましてはご多忙中の所、この会合にご出席いただきました事を、まずもって心から感謝を申し上げたいと思います。

現在、政府の方では三次補正予算を、今、猪瀬副知事から「遅かったじゃないか」というお叱りを受けましたけれども、三次補正予算が昨日、国会を通過いたしまして成立いたしました。これから東日本大震災の本格的な復旧・復興に向けた体制を更に強化しまして、被災地における1日も早い復旧・復興に向けて政府の万全の体制をもって臨みたい、と思っております。

併せて、東日本大震災で得た教訓ということ、これからしっかり検証いたしまして、これを災害に強い国土作りに役立てていかなければなりません。政府の方では、中央防災会議に専門調査会を今年の春に立ち上げまして、まず、津波対策というものを検証いたしまして、9月28日に報告書を出して頂きました。この報告書に基づきまして、今の災害基本計画の津波の部分についてはほとんどページを割かれておりませんので、これをしっかり充実させたいと思っております。

それと併せて、災害対策基本法でありますとか、災害救助法でありますとか、東日本大震災のこの今回の教訓を踏まえすと、様々な問題が今回明らかになってきております。

一例を申し上げますと、今の災害救助法、全ての災害救助法関係の法令がそうなのですが、まず、市町村が動くということが前提になっております。ところが、今回の東日本大震災、大規模な津波がやってきたため、市町村そのものの機能が、長ければ3日ぐらい、短くても1日2日、ほとんど機能しないという、そういう状況が起きました。それは何故かといいますと、市町村の庁舎そのものが津波でやられた、被災してしまった。自治体によっては3分の1近くの職員が被災したところもございます。

それから気仙沼市のように職員は助かって建物も助かったのですが、周りが全体、津波で覆われてしまったために、一歩も外に出ることができなくなった。そういった状態が続いてきたということをおっしゃっていました。

何が言いたいかと申しますと、災害があった場合には市町村が動くことを基本にして、県、国が動くという仕組みであります。こういった仕組みは、今、今回の東日本大震災の中では通用しない、そういった点が明らかになってきて、自治体が動きたくても動けないということを想定した法律の体系を、やはり作っていく必要があるんじゃないか、ということが例えば一例として、課題として浮き上がってきております。こうしたものを検討するために、防災対策推進検討会議というものを設置をいたしまして、今、鋭意ここで検討を進めている最中でございます。そして、また3月11日、それから台風15号の時もそうございましたけれども、帰宅困難者が大量に発生しました。

首都直下の地震が起こった場合にどうということが起こるか、ということについては平成17年に一度、検討しておりますが、その検討の際には650万人の帰宅困難者が最大で出る、というような予測もございます。

首都直下地震というのは様々な角度から、いろんなことで検討しなくちゃなりませんけれども、この帰宅困難者の対応というのも本当に大きなテーマであると思います。特にこの問題につきましては、官、民間わず、官民一体となって取り組まなくてはならないという課題がございまして、今日のメンバーもそういった方々にお集まり頂いております。是非とも活発なご議論をいただきまして、様々なご提案をいただくことをお願い申し上げたいと思います。

首都直下地震につきましては、もう一言申し上げれば、今、東海・東南海・南海の3連動についての検討を進めておりますけれども、いわゆる相模トラフ沿いに発生する、関東大震災級の、いわゆるマグニチュードで言いますと、今までは7レベルだったんですけれども、8レベルのものも検討すべきだ、というご指摘もあちこちからいただいております。その検討にも取りかかからなくてはならない、というふうに思っていることも・・・思っているだけではなくて取りかかるという予定だということもご紹介申し上げまして、冒頭の私のお願いのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

[醍醐危機管理監] 続きまして、猪瀬東京都副知事よりご挨拶を申し上げます。

[猪瀬副知事] 東京都の副知事の猪瀬直樹であります。本協議会の運営を担う共同座長の一人としてお話をさせていただきます。今、平野大臣からいわゆるソフト面、ハード面からの防災対策の再構築についてのお話がありましたが、問題はスピード感なんですね。この本協議会も幹事会2回、ワーキンググループ3つありまして、それを3回開いてますが、結論を急ぎたいと思っております。

今日はこの協議会で、やはり具体的に何をどうするのかということ、例えば、東京都だったら条例を作るとかですね、そういうところまで踏み込んでいきたいと思っております。3月11日より前に、はっきりした方向、具体的な方針を

出せないと、この協議会では来年の夏には結論を出そうということになってますけれども、実際にはそれより作業を早く進めて、具体化できるものは具体化する、と考えております。是非、よろしくお願いいたします。

[醍醐危機管理監] ここで、平野大臣は公務のために退席されます。

[平野大臣] 国会がございますので申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

[醍醐危機管理監] それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

まず、議事次第、その下に座席表、それから本日の出席者名簿、それから構成員名簿、その下に議事次第に記載をしております資料1から資料6までございます。

また、構成員の提供資料でございますが、その下に3種類ほどございまして、まず電気通信事業者協会さんからの提供資料、それから東京商工会議所および日本商工会議所さんの提供資料。それから3つ目といたしまして、東日本旅客鉄道株式会社さんの提供資料となっております。

なお、資料4の帰宅困難者対策の実態調査の集計結果および調査票につきましては、非常に嵩張ります。このために構成員および記者席に限り参考配布として配布をさせていただいております。なお、当該資料はホームページにも掲載いたします。資料はお揃いでしょうか、よろしゅうございますか。

続きまして、本日ご出席の皆様のご紹介でございますが、お手元の名簿をもって代えさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

報道機関、カメラの皆様には恐縮ですが、ここでご退席をお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。以降の進行でございますが、座長にお願いいたします。座長、よろしくお願いいたします。

[猪瀬副知事] 本協議会の規約に基づき、私と原田内閣府政策統括官が座長を務めさせていただきます。本日は、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本協議会の規約の改正につきまして、事務局より説明をさせていただきます。

[越智参事官] はい、それでは事務局の内閣府の越智でございます。まず、資料1をお手元に置いていただきたいと思います。この規約は第1回の協議会でご承認いただいたものですが、その後、幹事会、ワーキンググループで議論を重ねていく中で、また東日本大震災の経験を踏まえまして、帰宅困難者対策として物流資源とか、そういうようなことについても必要だ、という観点から3枚目を見ていただきたいと思います。

3枚目のところに書いていますが、社団法人全国乗用自動車連合会理事長様、

それから関東トラック協会会長様、この2者についてご参画いただく必要があるというご意見がありまして、今回ご参画いただく内容とした規約改正の提案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[猪瀬副知事] 説明は以上になります。ただ今の説明いたしました規約の改正につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

[会場] 異議なし

[猪瀬副知事] ありがとうございます。それでは引き続き、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の検討状況につきまして事務局よりご説明させていただきます。

[越智参事官] はい、それでは資料2と資料3をお手元に置いていただきたいと思います。簡潔にご説明いたします。

まず、資料2であります。この協議会の検討体制の図であります。一番上に協議会、今日のこの協議会がございまして、その下に幹事会、それから課題に応じたワーキンググループということで、そこにあります3つの情報提供体制、それから支援体制、それから駅前滞留者対策、帰宅困難者等の搬送体制についての3つのワーキングが今、動いておるところでございます。関係するメンバーはそこに書いてある通りであります。

それで、資料3を置いていただければと思います。先程、猪瀬副知事からもお話がありました通り、9月20日と11月4日に幹事会、それからワーキンググループを9月30日、10月18日、11月4日と3回開いたところでございます。ここの表につきましては、前回、申し合わせ事項として皆さんでご承認いただいた事が一番左の列に書いております。1つ目、2つ目、3つ目とございます。1つ目は3月11日の地震の際に起きた帰宅困難者対策の検証、ということでございます。これにつきましては、その後調査をいたしまして、後ほど資料の説明をさせていただきます。

それから、2つ目の重点的検討事項であります。これにつきましても資料5のほうで検討状況等をご説明いたしますと共に、本日の協議会で一斉帰宅抑制の基本方針（案）というのを協議していただきますので、これも後ほどの議題で挙がっております。ワーキンググループ等でこれらのものを整理してきたところでございます。

それから3. ですが、協議会関係団体における取組の推進ということで、各メンバーにそれぞれヒアリング等を行い、あるいは情報提供していただいたところでもあります。本日も主要な概要についてご報告いただくことになってございます。今後の検討内容としては、その一番右の方に書いてあります通り、個別対策の検討、或いはガイドラインとしての取りまとめ、それから関係機関との連携強化策等々について、今後、詰めていくこととしております。

以上が検討状況であります。

[猪瀬副知事] 引き続き、帰宅困難者対策の実態調査結果について、事務局から説明がありますが、実態調査は長いですがよろしくお願ひします。

[越智参事官] はい、資料4を開いていただきたいと思ひます。資料4につきまして、できるだけ分かりやすく簡潔に説明致します。

まず1ページを見ていただきますと、今回の実態調査の概要であります。3月11日発生した時、地震が発生した時の状況と、その後の対策の取組状況を把握する目的で実施したものであります。調査の対象として4つのグループに分かれております。首都圏に居住する住民への帰宅実態へのアンケート、それから区市町村、行政の対応と取組、それから企業としての取組、それから首都圏の主要駅における対応と取組ということで4種類の実態調査を実施しております。それでは、それぞれのグループ毎にご説明致します。

2ページ、ご覧いただきたいと思ひます。まずは首都圏に居住する住民へのアンケート調査ですが、対象は1都4県でございます。それで有効回答数は5372人ということでございます。所在県等は下の円グラフに書いてある通りでございます。

3ページをご覧いただきたいと思ひます。まず、地震発生時には、どこの場所にいたか、ということですが、青色の円グラフの部分、ここが「社内・学内にいた」というグループで約57%。それから買い物等、業務等のために「外出していた」という人々が約43%、という比率になっております。

4ページ目は安否確認の方法であります。地震の発生に際して家族の安否をどのように確認した人がどれくらいいるか、ということで回答者の59%、3000人余りが安否確認をしております。その中で、安否確認の方法として棒グラフがあります。「携帯電話の通話」と「メール」というのが、60%、70%になってございます。その後「固定電話」となっております。

それから「携帯電話の災害用伝言板サービス」、「伝言ダイヤル」等については非常に低い数字であったということでもあります。なお、「ソーシャルネットワーク」もこの中で一部使われている、というのが報告されております。以上のことから、これらの安否確認手段の利用を、特に伝言ダイヤル等を活用することが一つの大きな方法であろうということも結果として出ております。

5ページでございます。今度は、地震発生時に会社にいた人のうち約80%が11日中に会社・学校を離れております。5割弱の人が6時までには会社・学校を離れている、という結果が出ております。かなりの方が早い段階で外に出た、ということでもあります。

それから6ページ、その離れた理由ですけれども、それぞれ時間帯によって異なりますが、まず、早い時間帯では「会社の管理者から帰宅するように指示が

あった」、それから18時から23時台は「勤務時間が終了したため」というようなことが多かった、それから、また「徒歩で帰宅できそうだった」という理由も比較的多かったということでもあります。

それが12時以降、12日になってからの話ですけれども、「公共交通機関が運行再開した情報が入ったため」という方々が、居場所を離れたということでもあります。

7ページであります。当日に帰宅できなかった人の割合ということでもあります。3つ目の棒グラフ、「全体」を見ていただきたいと思います。約28%の1527人が12日の夜中0時以降になった、帰宅できなかったということでもあります。

これらの結果を整理してみますと、8ページにそのアウトプットを示しております。3月11日の地震に際して発生した帰宅困難者の定義を「11日のうちに帰宅ができなかった人」と、そういうふうに定義した場合は、どのような数字になるかということで左の表をみていただきますと、東京都内で350万人、それから神奈川、千葉、埼玉、茨城県南部10万人台と続いておりまして、トータルで515万人の方々が帰宅困難者数の推計として出されている、ということでございます。右の方のフローは、そのために順次整理した整理フローを書いておりますが、結果としては約515万人の方々が帰宅困難者であったと推計しております。

それから今度は帰宅実態であります。帰宅手段、9ページをご覧くださいと思います。この主要な帰宅手段が、今回の震災の時には何が多かったかということで、左のほうをみていただきますと、「徒歩」というのがやはり他の方法に比べて多い。次に「自分で運転する車」というのがあります。その方達が通常、何で帰宅しているかということで、右の方をみると「地下鉄・鉄道」などがやっぱり多いということで、こういう方々が徒歩で帰宅したということが結果として出ております。

10ページですが、立ち寄ったかどうかということを見ております。まっすぐ自宅に向かった徒歩帰宅者が約57%であったということですが、途中で立ち寄ったところは、「駅」とか「駅の周辺」、それから「コンビニエンスストア」や「飲食店」に立ち寄った人もいるということで、その下の棒グラフをみていただければ、その比率が分かるようになっております。沿道における多様な支援体制も課題である、というようなことでございます。

それから、次に帰宅途中に必要と感じた情報・ものは何か、ということで11ページであります。必要と感じた情報はやっぱり「家族の安否情報」である、それから「地震に関する被害状況」、「鉄道などの運行再開状況」等々あったと。それから帰宅途中に必要なものは「携帯可能なテレビ・ラジオ」、要は情報が欲しいということと、「携帯電話のバッテリーまたは充電機」、「歩きやすい靴」といった実際の帰宅行動に必要なものが必要だったということでもあります。ニ

ーズを踏まえた支援を検討していく必要があります。

それから 12 ページは、今度は首都直下地震の際にとる帰宅行動は、ということでありまして、その際にはどうするかということを知ったものであります。そうすると、「すぐに徒歩で帰宅しようとする人」が約 50%おられます。それで、「会社や学校に留まるようにする人」が 36%ということでありまして、まだまだすぐに帰宅をする、という行動に出る人が沢山いるということを考えると、むやみに移動を開始しないということの周知方法をあたっていく必要があります。以上が住民の関係です。

次は区市町村、行政の対応であります。これは首都圏の地方公共団体に対して出しております 230 区市町村のうち、94%の 216 団体から戻ってきております。そのうち帰宅困難者の滞留とか、通過した市区町村が 158 団体ということで、これ以後、158 団体の結果を載せてあります。

14 ページには一斉徒歩帰宅の抑制の呼びかけであります、「行わなかった」というところが 90%を超えております。「自治体として直接行った」のは約 1 割ぐらいたったということでありまして。

次に 15 ページ、道路・駅前広場等の混雑状況の情報提供、であります。「自治体として直接行った」というのは、その 15 ページの左上のグラフは約 13%で、85%が「行わなかった」ということでもあります。行ったところの呼びかけ方法については、「職員等が拡声器を使って呼びかけた」とか「公共施設等に貼り出しを行った」、「防災無線を使った」というようなことが結果として出ております。

16 ページですが、一時滞在施設の開設状況であります。一時滞在施設を開設した区市区町村は約 94%の 149 であります。一時滞在施設は、「避難所と指定されていた公共施設や学校を利用して開設」、これが 7 割を超えております。それから「避難所ではない公共施設も利用した」これは約 50%になっております。結果として、一時滞在施設として開設された箇所数の総数は 1245 ということでもあります。それから支援内容については「休憩場所」として、それから「トイレの提供」、「寝袋・毛布の提供」等々ということでもあります。

それから今度は受入先の情報提供、ここが受入先ですという情報提供対応ですが、17 ページをみていただきますと「自治体として直接行った」のが約 6 割であります。3 割の自治体は「行わなかった」ということでもあります。行ったところについては、やはり「拡声器等で呼びかけた」、「ホームページ等を活用した」といったようなことが挙げられております。

それから、帰宅困難者等対策の取組ですが、ここの下のグラフをみていただきますと、青いところは震災以前から実施されていたもの、それからピンクは震災後に契機として実施したもの、それから、緑が震災後に検討をしているもの、ということでもあります。こう見ていきますと、震災前からは「帰宅困難者を想

定した備蓄品の整備」あるいは「受入施設の整備」というのが、比率的に多いところであります。

それから震災後という意味では、「協議会等の開催を実施している」というのがございます。それから、検討中であるというものについては、やっぱり「備蓄品」の話とか「マニュアル等の整備」、こういうものが挙げられております。

それで、ここでもう1つ、一番下のねずみ色の棒なんですけど、その後「特になし」というのが3割を超えているという状況であります。以上が行政の対応でございます。

次に企業の対応でございます。調査としましては、首都圏に所在する企業で、経団連と商工会議所の協力を得て調べております739社ということであります。19ページにどういう業種であったかということが書かれております。20ページは企業の従業員への帰宅方針の提示の有無ということで、8割の企業が従業員に対して、帰宅についての何らかの方針を示したということであります。帰宅に関する方針を出した日時というのが、右の棒グラフです。11日の16時台が一番多い。17時台までで約90%が方針を出したということであります。

その提示内容であります。21ページであります。「全ての従業員に対して職場に留まるよう呼びかけた企業」が8%、「大部分の従業員に対して職場に留まるよう呼びかけた企業」が41%、「帰宅するように呼びかけた」というところが36%ということであります。その帰宅推奨の理由というのを22ページに書いております。これは下の方の棒グラフをみていただいたらと思いますが、何故、帰宅を推奨したかというところ「従業員から帰宅の要望があった」とか「早期に帰宅させる方が安全と判断したため」というようなことが挙がってます。

その上の方には、帰宅を推奨しなかった、留まるように呼びかけた理由で「鉄道の全て、多くが運行していなかった」とか「長時間歩かせるのは危険」という判断をした、というようなものが帰宅を留まらせる理由として挙がっています。

23ページですが、今度は在館者とか地域の帰宅困難者の社屋内の受入の有無であります。左の円グラフを見ていただきますと、「鉄道の運行が再開されるまで、社屋内に留まっていたで構わないこととした」というのは約36%であります。右の方は来訪者に対する対応であります。鉄道の運行が再開されるまで、留まっていたで構わない」とした企業は約71%ということになっております。積極的に受け入れたところも21%あったということであります。

それから24ページは、今度は首都直下地震が起きたときの従業員の帰宅ルールはどうなっているのか、ということで尋ねたところ「全ての従業員に対して翌朝以降又は交通機関の運行が回復するまで待機させる」と考えているところが7%、それから帰宅希望者とか短距離の徒歩帰宅者の部分については帰宅させて、それ以外は待機させるといったのが62%ということであります。

それから「要員だけを残して早期に帰宅させる」と考えている企業が14%であった、という結果が出ております。3月11日には「早期に帰宅させる」と考えている企業は3月11日に帰宅等が可能であったため、と言われている企業が多いということでもあります。

それから25ページは帰宅困難者対策の取組であります。これも先程のグラフと同じで、青色は以前から取り組んでいるものということで、これにつきましては、「従業員向けの食料等の備蓄」、それから「安否確認システム」などが上位に挙がっております。

それから発災後、取り組んだものとしては、「従業員への「むやみに移動を開始しない」といった基本原則の周知をいただいた」ということでもあります。それから今、検討中のものは「BCP等へのこの帰宅行動ルールの記載というのを検討している」というところが一番多かったということでもあります。緑の線が沢山多いので、現在検討を沢山あちこちの企業でしていただいているということでありまして、帰宅困難者対策に一層の充実が必要であるということでもあります。

それから企業の対応の26ページ、今度、首都直下地震時における在館者、帰宅困難者に対する対応ですけれども、「待機させる」と答えた企業は約42%であります。在館者に対してですね、待機させると。

それから、地域の帰宅困難者に対して「待機させる」と答えた企業は約7割ということでありまして、こういう地域への取組ということ、企業の協力が必要であるということでもあります。以上が企業であります。

最後に、主要駅の対応ということでもあります。これはJR東日本、日本民営鉄道協会、東京都交通局さんの協力を得て、24ターミナル駅59駅で実施しております。対象駅についてはJR23、都営地下鉄3、メトロ12、その他私鉄21駅というのが内訳です。それで28ページ、駅利用者への対応と3月11日の状況であります。まず、「自社他社の鉄道の運休状況・再開に関する状況提供」は、ほとんどの駅で行われている他、「自治体等が開設した避難所・待機施設の案内」も76%の45駅で案内されております。

それから「待機スペースとして活用した、解放した」駅と「駅の外へ誘導した」というところはほぼ半数ずつということになっております。それから「物品等提供した」駅は17%。敷物・毛布、休憩するための物資ということで提供が行われたということでもあります。

29ページですが、今度は駅利用者への対応として「営業時間後も列車の運行再開まで駅を待機スペースとして解放した」駅は約50%ありますが、その対応理由は「駅の利用者の安全確保のため」と「駅の利用者の利便を考慮したため」というのが最も多い理由として挙げられております。解放したスペースは「改札外の空間」が93%ということで、「改札内の空間にそのまま留まっていたい

た」というところも30%を超えている状況でありました。

もう1つ、駅利用者への対応として30ページであります。「列車の運行再開まで駅の利用者を外へ誘導した」駅も約53%あります。その理由は「駅に利用者が滞留することで迅速な鉄道復旧に支障があると考えた」、「駅構内における混乱が懸念されたため」とか「建物の損傷や落下物があって、安全が確保できなかったため」といったような理由が50%を超えて挙げられているという状況でありました。

それで、次に今度は関係機関との連携でございます。これについては31ページにあります。円グラフが6つほど並んでおります。まず、他の鉄道事業者との連携ということで、これはピンク色が連携が出来ているというものであります。多分、「鉄道事業者」とは80%を超えて実施されている。それから「地元警察」も90%を超えた形で実施されたということですが、「バス事業者」、それから「消防署」、「タクシー事業者」、「区市町村」との連携については半分以下、というような形になっておまして、連携関係の構築が課題であろう、ということでございます。

最後のページ、32ページですが、帰宅困難者・滞留者対策の取組と、各駅でどのように取り組まれ、或いは鉄道事業者でどのように取り組まれているかということで、青色が以前から取り組んでいるもので、圧倒的に「耐震化」というのが挙げられておりますが、あと、その「区市町村との帰宅困難者・滞留者対策協議（意見交換）」をやっているというのも20%かございました。それからピンク色の部分を見ていただきますと、発災後に取り組んだものとして、「滞留者への対応の検証」、それから「協議の場を作る、意見交換の場を作る」といったようなもの。それから現在検討中であるものは、緑のグラフで「営業時間終了後も列車の運行再開まで空間を利用者の待機スペースとして解放すること」等々、こういったものが、今、駅の関係機関で主要駅の方で検討が進められているという状況であります。以上でございます。

[猪瀬副知事] ありがとうございます。続きまして構成員の方、帰宅困難者対策の状況については、まずは、電気通信事業者協会の奥山さん、よろしくお願ひします。今の帰宅困難者対策の実態調査の中で、主な調査結果というところの4ページで、携帯とかメールとか伝言サービスとかっていうデータはあるんだけど、SNSとかソーシャルネットワークを使ったデータってのが取っていないんだよね。これは少し遅れてるなと思ってるんですけども。とりあえず今、電気通信事業者のほうから、それがはいつているかどうかはともかく、その報告をお願いします。

[近藤様（電気通信事業者協会）] 電気通信事業者協会の近藤と申します。先ほど猪瀬副知

事からSNSの関連のお話でしたが、電気通信事業者協会の会員企業は通信インフラを担っておりまして、SNSはそのインフラ上で別の事業者が提供しております。またSNSを提供する企業につきましては電気通信事業者協会の会員ではございませんので、現時点ではSNSに関するお話は難しいかと思います。

しかしながら、SNSを通じた情報提供は重要な課題だと思っておりますので電気通信事業者としましては、災害時におきましてもSNSを極力利用できるように、通信インフラ・サービスをどのように確保するのかについての取組をこれからご説明いたします。

今回の説明に先立ちまして、まずは先の3月11日に皆様にご迷惑をおかけいたしましたことをあらためてお詫びいたします。

1枚目の資料は通信事業者の取組の概要でございます。震災直後から現在までに、今回の震災をトリガーとしまして、総務省主催の各種検討会、及び各通信事業者独自の営みを通じて様々な検討が行われております。また、当然のお話なのですが、阪神大震災等過去の災害の経験・教訓を通じて、総務省、各通信事業者は継続して様々な耐災害の取組をしてきております。通信業界は災害対策に関しまして継続的な取組を行ってきました。そして今回も現在進行形で対策を進めております。

今回ご説明しますのは、主にワーキンググループWG①のテーマとなっております、帰宅困難者の方への情報提供体制ということですので、それに係る通信事業者の取り組みをかいつまんでご説明いたします。

まず、1ページ目の図ですが、目にみえにくい、理解しにくい通信事業者の取組を、首都直下地震による通信設備へのインパクトを軸に整理してみました。それが資料の中の三角形です。

首都直下型地震発生時におきましては、通信設備への物理的破壊は、今回の震災の状況を踏まえると、電気通信を提供できなくなるレベルに至るほどではないとみております。想定される火災により局所的に通信設備の機能が破壊されるかもしれませんが、最も影響を与えるのが停電によるものです。その対策が電源確保の対策で、資料中の下部にございます。電源確保の対策により電気通信の基礎的な部分の対策が機能した場合、帰宅困難者の方に直接関係してくるのが、いわゆるコンテンツ部分であるかとおもいます。今回の場合はコンテンツにあたるものは安否情報伝達手段の改善となります。また、当然、それを提供する通信設備の確保の改善ということとなるかとおもいます。

一番基本的な部分、かつ重要な部分である電源確保の改善につきましては、携帯基地局の無停電化、バッテリーの24時間化の対策がございます。詳しい事は後ほどご説明いたします。安否情報伝達手段の改善で申し上げますと、音声メッセージのファイル化等となります。また先ほど調査結果の中でご紹介がご

ございました災害用伝言サービスの高度化、横断的な検索の強化というのがございます。緊急速報に関しましては、地震や他の災害の発生の直前に、そして発生後の情報提供手段として考えられると思いますが、緊急速報は携帯網を使ったプッシュ型の情報提供機能となります。現在はNTTドコモのみの提供となっておりますが、今後提供を行う事業者も増えます。携帯への発信、自治体からの接続に関しましては、無償で行うようになっております。

通信設備の確保改善につきましては、これはセブン&アイ様NTT東日本の協業ですが、他のコンビニエンスストア様等との協業を行わないという排他的なものではないことをまず申し上げておきます。こちらの取組は臨時に設置する公衆電話や公衆無線LANの提供というものでございます。また、東京都様とも協力してやらしていただいているとのことですが、NTT東日本では小・中学校の特設公衆電話の事前配置を行っております・・・

[猪瀬副知事] もうちょっとマイク近づけて

[近藤様 (電気通信事業者協会)] はい、すみません。

小・中学校への特設公衆電話の事前設置という形での取組が行われてます。あと、通信設備の確保、電源の確保の改善双方に係ることとしましては、携帯電話の大ゾーン基地局の構築に取り組んでいる事業者もございます。

次のページは音声メッセージのファイル化のサービスについてご説明いたします。このサービスは発信側のお客様のほうから電話をしたいという時、回線交換網が輻輳している場合において、回線交換網ではなくて、データ通信網を使い、その安否確認の伝言を音声データファイルに変換し、それを一度サーバに蓄積しまして、それを伝えたい側のお客様のほうに、ファイルによって送信するというサービスでございます。

資料中ではガイドラインを11月中に公表という形になっておりますが、こちらは事業者間の接続に関してのものでございまして、既に各事業者網内での提供については2社程、提供について報道発表を行っております。

次のページは、災害伝言サービスの高度化についてです。現在、安否確認の伝言サービスは、先程の調査結果に記載されておりますが、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、携帯電話・PHSの災害用伝言板と3つ程のサービスを通信各社により提供させていただいている形となっております。

それぞれの機能の概要をお伝えしますと、災害用伝言ダイヤルは、全国複数カ所に伝言を蓄積する機能の装置を設置し、そちらに電話にて音声を登録し、それを聞かれる側が電話機を使って音声を聞く、という形になっております。災害用ブロードバンド伝言板というのは、インターネット上に伝言サーバという

ものを設置しまして、そちらに安否情報を登録していただいて、パソコン、携帯電話のほうから見れるような形になっております。

携帯電話の伝言板は171と同様に簡単に使えるものですが、こちらは携帯電話各社のサーバがございまして、そちらのほうに伝言を登録していただくおのです。こちらは携帯電話の番号をキーとして登録される形になっております。横断検索については、携帯電話各社の間では、現時点でも横断検索はできる形になっております。今後、利用者の利便性を上げるということで携帯電話とweb171との連携、将来的には災害用伝言ダイヤルとの連携ということで、やっていきたいと思っております。

次のページです。通信事業者の具体的な取り組みのほうをご説明させていただきたいのですが、1つ目はNTTドコモの取り組み例といたしまして、3つ程ご紹介いたします。

大ゾーン基地局の構築、無停電化、バッテリー24時間化、あとは緊急速報「エリアメール」といったものがございます。

大ゾーン基地局の構築というのは、広域災害とか停電時、通常の携帯網が世の中の通信を損なうような状況になった場合、全人口密集地に通信を確保するために、通常の基地局とは別に、大ゾーン基地局により広い範囲をカバーできるようにするものです、全国に100カ所ほど設置するという形で計画が実行されております。

都道府県単位では、主に2カ所ということで、東京は5カ所ほどの形となっております。これによって全国ベースで申し上げますと、人口の約35%をカバーするという形となっております。イメージは図の通りでございます。

次のページです。無停電化、バッテリー24時間化ということでございますが、こちらのほうは、携帯の基地局というのは、電源がなくなった場合にどうしても通信が途絶えてしまいますことに対しまして、発電用のエンジンをういた電力供給が続く限りは電源供給ができる、すなわち通信ができるという対策が1つと、発電用エンジンが置きにくい場所においてはバッテリーで対応し、また、今よりも容量が大きいバッテリーを使用することにより24時間話せる対策が1つです。これにより、今より長時間の停電対策が可能となります。

これらの対策はすでに取り組んでいる状況となっております。

次のページです。緊急速報「エリアメール」です。緊急速報エリアメールは今回の震災で、緊急地震速報として皆様もご体験になられたかと思えます。こちらがどういう仕組みでエリアメールが送られているかというものでございます。また、災害・避難情報はエリアメールの仕組みを使いまして、各自治体様のほうから災害発生時に災害避難情報等送信していただき、各社の携帯網に通知し、それから指定したエリアに一斉配信する、というふうな仕組みでございます。

次のページです。通信事業者の他の取組例といたしまして、NTT東日本の取

組をご紹介いたします。先程申し上げました小・中学校への特設公衆電話の事前設置と、コンビニエンスストアのセブン&アイ様との協業で、街中での通信確保に取り組んでおります。

次のページです。小・中学校への特設公衆電話の事前設置ですが、これは特別、新しいテクノロジーだとかそういう仕組みではないのですが、全国ベースで、東京都さんで申し上げますと、資料では2010カ所と書いてあるのですが、東京都さんでは1600カ所ほどのことです。首都直下地震の発生を予測して、小・中学校への特設公衆電話の事前の設置を推進するという形で取り組んでおりまして、この後も継続される取組かと思えます。

次のページです。セブン&アイ様との協業イメージです。絵の中には情報が多いですが、左側は日常でのサービスイメージです。通常、コンビニエンスストア様のほうでWebのアクセスがWi-Fi（ワイファイ）でできるということです。非常時にはWebのアクセスに使っているWi-Fi、公衆無線LANというものを無料開放することによって、スマートフォン及びパソコンにて、ネットを通じて、現状の確認、安否情報の確認ができるようになります。災害時向け非常用の公衆電話というものを、店の中や外等にお客様にお使いいただけるように設置をすすめるということです。

こちらの東日本エリアの8700店という形になっておりますが、今後の設置予定の数も含まれております。まず、年度内に主に東京23区の店舗に対して、設置のほうに取り組んでいくという形になっているということです。

次のページです。あくまで参考資料ではございますが、今回の震災におきまして、地震による通信網への物理的インパクトというのは、結果ではございますが、実際、それほど大きくなかったということでございます。通信の提供を行う上で障害のなったのは、やはり電源供給であったのではないかとということでございます。こちらを踏まえまして先程申し上げた対策を実施しているということでございます。以上でございます。

[猪瀬副知事] ありがとうございます。電気通信事業者協会って、NTTの話が多いね。

[近藤様（電気通信事業者協会）] 他の各社の対応というのもございますが、具体的に分かる部分ということで、入手できた資料で調べたという形になっております。当然、KDDI、ソフトバンクを含めて、各社のほうで対応させていただいている形となっております。

[猪瀬副知事] 次は日本商工会議所の田畑さん。よろしく申し上げます。

[田畑様（東京商工会議所）] 東京商工会議所の田畑でございます。お手元の13日に発表いたしました「東京商工会議所 震災対応アクションプラン」につきましてご説明させていただきます。

私共は4月に震災対策特別委員会を設置し、首都直下地震など今後の震災対応策や震災地支援等について、時間軸を区切り、対応に当たって参りました。大震災から半年が経過いたしましたので、東京商工会議所としては、実際に担当したことを振り返り、横長の資料にまとめてあります。

1つ目は、今後起こりうる震災でどのように対応していくべきか。更に2つ目は、首都圏以外で発生した震災には、いかに支援していくかを資料の記載の通り、35項目からなるアクションプランとして取り纏めました。本協議会に関係する1ページの1章の、次の資料でございますが、1ページの1章の「首都直下地震など今後の震災対応アクションプラン」の、2.の「帰宅困難者対策」について本日ご紹介させていただきます。

まず、「むやみに移動を開始しない」という原則を機関誌やホームページ、セミナーを通じて認知させていきたいと考えています。また、先般の首都を直撃した台風においても、多数の帰宅困難者が発生しておりますので、地震以外の災害に対しても、冷静かつ計画的な行動をとるよう、周知していきたいと思っております。また、2ページ目のように安否確認につきましては、帰宅困難者問題を解消するためにも必要でございますので、様々な状況に応じた安否確認のあり方等を検討していきたいと思っております。

次に装備品等の確保に関しましては、最初の購入だけでなく、とりわけ食料品につきましても、消費期限にまつわる補充といった問題も含め、どうしても費用の問題が発生します。どちらかというと財務体力がない中小企業に対しましては、必要性を訴えながら、慎重な取り組みが必要かと思っております。帰宅困難者受け入れや帰宅可能者支援につきましても、社会的使命感が強い中小企業も多く存在しておりますので、そういった企業の開拓なども進めていきたいと考えております。東京商工会議所は、23区に支部がありますので、避難所等の行政情報につきましても、周知・案内など情報提供していきたいと考えております。

東日本大震災後は、9ページ、10ページにありますように補正予算を組み、迅速に被災地支援に取り組み、多くの実績を残しております。こうした経験を今後の震災時もノウハウとして役立て、即座に行動出来るようにするためにも、アクションプランとして取り纏めた次第でございます。

このアクションプランは、現在、中間とりまとめとなっておりますので、関係機関との協議や状況変化に応じて、適宜、見直していく予定でございます。以上でございます。ありがとうございました。

[猪瀬副知事] ありがとうございました。続きまして、JR東日本の石司（せきじ）さん。よろしく申し上げます。

[石司様（JR東日本）] JR東日本の石司（せきじ）でございます。資料に基づいてご説明いたします。

3月11日の教訓の検討を踏まえて、今、検討していますが、首都圏直下型地震と3月11日の地震は、首都圏の地震とは被災の仕方が違うというのは当然ある訳でございますけれども、それは横に置きまして、教訓からの我々の検討課題というのを作っております。

まず、駅の一時滞在場所の決定および定められた避難場所への案内・誘導でございますけれども、特に、東京30km圏内各駅での一時的にお客様にお待ちいただくスペースの検証を現在やっています。ただ、これは先程の調査にもございましたけれども、お客様が故意に線路に立ち入られないようにする、ということが、安全のための大前提となります。これを具体的にどういった方法でやるかでございますが、250駅につきましては、滞在場所を具体的に、こういう滞在場所を絞って、とる選定をしております。ただ、皆様ご承知かと思いますが、原宿の駅だとか大久保の駅なんか、その滞留するスペース自体がございませんので、その50駅は確保できない、というふうになっています。

また、トイレ・公衆電話の提供、これは各駅で当然でございますが、最大限行っていきたいと思います。また、この一時滞在場所の選定につきましては、鉄道だけでは、当然、これはできない訳でございますが、自治体等各関係機関との協議、指定避難場所の問題だとかその誘導のタイミング、自治体との連絡手段・方法。また駅周辺の大規模な集客施設や他鉄道事業者との連携、こういうことをやっていかなければいけないだろうというふうに思っております。今、既にそういう議論は始めておりますけれども、引き続き、是非、そういう協議をお願いしたいと思います。

2番目、情報提供でございますが、これは異常時案内ディスプレイ、駅頭掲示等での情報提供、ホームページを活用いたしまして、請求できるお客様への情報というものを配信していきたいというふうに思っております。

備蓄でございますが、主要ターミナル駅への水や毛布等の先行配備ということと、備蓄をしようというふうに思っております。主要ターミナル駅の主に高齢者や幼児などを対象とした飲料水、毛布、救急用品等を配備する準備を、今、進めておりますけれども、どの駅にどのくらい置くか。これは当然、置き場所の問題もございまして、現在、早急に詰めているところでございます。

また、この備蓄につきましても、やはり周辺の大規模集客施設や鉄道事業者ごとに想定される状況や制約条件等が非常にありますから、これらについては協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

4番目が早期運転再開でございますが、私共の場合、地震に「カイン」という単位を使っておりますけれども、18カイン以上ですと、地上点検設備というものを安全のためにするというふうになってございます。

3月11日の時も当然、18カイン以上の場所が多かったわけでございますけれども、ただ、優先して点検する線区・区間、この辺りは他鉄道事業者さんとの相談をしながらですね、全線区一斉にするのではなくて優先順位をつけていくということが必要だろうというふうに思っております。

また基本的に動き始めるというのは、これは当然、多くのお客様が集中をするということになりますので、運転再開時における他鉄道事業者または警察等との連携、お客様への誘導體制でも怠りなく対応したいというふうに考えております。以上です。

[猪瀬副知事] ありがとうございます。それじゃあ、ワーキンググループ（WG）における今後の検討課題を事務局から説明してもらいます。

[越智参事官] 資料5をお手元に置いて下さい。資料5にワーキンググループ3つの今後の主な検討課題ということで挙げております。

まず、1ページ目は、情報提供体制に係るもの、ワーキンググループ1であります。ここは大きく言って、「その他」も含めて5つございます。「安否確認手段」について「周知・利用啓発の進め方」。それから、「安否確認手段に係る改善点」。これは特に、「電気通信事業者の各種取組の周知」等々、具体的に取組んでいく内容があると考えております。

それから「情報の内容」については、ユーザーサイド、「外出者や帰宅困難者が求める情報内容」。これは何かといたら提供、情報提供内容の整理。それから逆にサプライサイドに立った情報提供内容の整理というのを、きちっと整理をして情報内容に詰める。それから企業等において、一斉帰宅抑制のために求める情報内容について、今回の調査を詳細に更に分析しまして、次に活かしていきたいというふうに考えております。

それから「情報提供手段」。これはまさに先程お話がありましたSNSの活用も含めて、多様な情報提供ツールの活用方法について、新技術も含めて帰宅困難者への情報提供に当たっていくということを検討していく、ということであります。

それから「関係機関の連携」ということで、情報を発信する機関とそのツールを持っている機関との連携というようなことと、それから情報の種別による役割分担、といったものを整理したガイドラインなどを作っていくということでもあります。それから、「情報共有・連携するための通信手段の有効活用策」、これらについての検討をしていく。それから、アンケート調査でもありました予備電池の携帯など、個人レベルで取り組むべき内容の整理もしていきたい。これがワーキンググループ1の今後の検討課題です。

それからワーキンググループ2、これは「帰宅困難者への支援体制」でござい

ます。カテゴリ的には大きく2つに分かれております。「一斉帰宅抑制のための一時滞在施設の確保」、ということでこれは民間施設も含めた多くの施設を確保するための具体的な取り組み、それから促進方策について、まとめていくということでもあります。それからガイドライン等を作成して、更に促進していくというようなことでもあります。

それからもう1つのカテゴリは、「徒歩帰宅者への支援」ということで、これは分類的に3つ程あります。「災害時帰宅支援ステーション」ということで、この数の充実、機能の強化方策。それから帰宅支援ステーションが識別できるような、分かりやすい、その用語とかマークの統一みたいなもの。それから2つ目の分類として、帰宅支援対象道路について、その「都県境を超えた徒歩帰宅ルートの設定とその道路に沿った支援方策についての検討」。それから実際にいろいろやってみる、ということで「帰宅訓練」ということの充実ということ考えているところであります。

それからワーキンググループ3であります。これは滞留者とか帰宅困難者の搬送体制に係る検討であります。ここは大きく2つほどあります。

駅前滞留者対策としてそれぞれの「駅前滞留者対策の協議会の充実・強化」。それから「訓練の充実方策」。それから「関係機関、特に区市町村・警察・消防機関との連携強化策」、これらについての検討を行っていくと。

それからもう1つのカテゴリが「帰宅困難者等搬送体制」であります。「代替輸送手段の輸送力、ルート、それから待機等々の課題を抽出」して、具体的にそれをどう改善していくかといったようなこと。それから、「代替輸送手段による搬送の運用体制」ということで、これにつきましては優先順位付けのようなこととか、搬送手段の役割分担。それから事前調整、これらについて、これからまたワーキンググループを開催して取り纏めていきたいということを思っています。以上です。

[猪瀬副知事] 説明は以上です。それでは、これまでの資料説明等を踏まえて、皆様のご意見をいただければと思います。この際、ここで言うておかないとと言うことがあると思いますから、是非お願いします。

僕のほうから一言。先ほどの東京商工会議所で、消費期限切れの食料の備蓄をどうするかというお話がありましたが、これは僕の個人的な発想ですが、3月11日とか9月1日に一斉に食べればいいんですよ、防災の日として。そして、更新するという。そのお昼を提供することかですね、そういうことで備蓄食糧っていうのを更新していけばいいんじゃないですかね。

[田畑様（東京商工会議所）] ただいまご指摘のようなことを含め、考えているところでございます。

[猪瀬副知事] 資料についての疑問点とか他にあるかもしれませんが、どんな細かいことでもいいですから、ご意見あれば承りたいと思います。

[平工様（日本経済団体連合会）] よろしいですか。

[猪瀬副知事] はいどうぞ。

[平工様（日本経済団体連合会）] 経団連は、ワーキンググループ2に出させていただいております。ただ、ワーキンググループ1、或いは3とも連携しながら検討を進めていく必要があると思いますので、是非、ワーキンググループ間の情報交流の体制づくりをお願いしたいということが第1点でございます。

[猪瀬副知事] 1と2と3というのは？具体的に言いながら話して下さい。

[平工様（日本経済団体連合会）] 先ほど越智参事官よりご説明もありましたが、協議会での具体的な検討を行うにあたり、3つのワーキンググループが今回設置をされております。ワーキンググループ1では、帰宅困難者等への情報提供体制、経団連が入っておりますワーキンググループ2では帰宅困難者等への支援体制、ワーキンググループ3では帰宅困難者の搬送体制について、それぞれ検討されております。これらは、いずれも非常に関係が深いと認識をしておりますので、情報交流の体制づくりをよろしくお願いをいたします。

[猪瀬副知事] 横の連絡ということですか？

[平工様（日本経済団体連合会）] そういうことでございます。それから、2点目にやはりワーキンググループ1の情報内容に応じた多様な情報提供ツールの活用、ということが非常に重要と認識しております。そこで、先程、電気通信事業者協会の方からお話をいただきました、緊急速報「エリアメール」、これが非常に有効ではないかというふうに考えております。ついては、いつ頃までにこれが今後整備をされていくのか、ということをお教えいただければと思います。

[猪瀬副知事] これは、電気通信事業者協会の方で答えてください。

[近藤様（電気通信事業者協会）] はい、エリアメールについてお答えします。非常にご期待いただいております。現時点ではNTTドコモが提供しています。携帯事業者五社全体としましては、ソフトバンク、KDDIで提供に向けた動きを行っております。携帯電話の改造や機能追加が必要ですので時間はかかるようですが、今年度末の提供、状況によっては次年度での提供ができるのではないかと考えています。

あと、この会議とは別かもしれないですが、いわゆる電気通信というものは、情報を伝えるメディアでございますので、そのエリアメールに一体何を載せるかといった議論に関しては、また別にしなければいけないと思っております。

経団連さんのほうでもいろんな情報を流されたいと思っていると思うのですが、実際、受ける側からしますと、多量の情報、文字数にすると1通当たり 500 文字ぐらい入るのですが、それが、のべつまくなしに来た場合には、逆に情報がオーバーフローして、避難者の方及び帰宅困難者の方も混乱するのではないかという危惧が、現場のほうから聞こえております。

あと、自治体の指揮機能が消滅するのをさきほどお聞きしましたので、その辺の対策をどうするか、いわゆる情報を提供する側の皆さんとの協力体制も作っていかねばならないというふうに思っております。以上です。

[猪瀬副知事] よろしいですか、他に何かございますか。

電気通信の話で一言だけ僕は申し上げることがあって、NTTドコモとauとソフトバンクで移動体基盤協会という団体があります。地下鉄で今、通信線を敷く作業が始まるところであります。それで、駅と駅の間で電車が止まって、真っ暗闇の地下鉄の中で通信ができるということでもあります。

それからもう1つは、WiMAX（ワイマックス）が駅と駅の間から電波を出して、Wi-Fi（ワイファイ）で、駅なんかはWi-Fiがありますけれども、駅と駅の間で真ん中で電車が止まって、電気が消えて真っ暗になっても携帯のメールが出来るというのが、今年着工して来年、あと1年ぐらいで都営とメトロに入ってくるだろうということでもあります。それをちょっと頭に置いておいてもらえるといいと思います。

それから、もしご意見、もうひとつぐらいあればと思いますが、どうですか。

[内閣府政策統括官] ではいいでしょうか。JR東日本さんにお聞きしたいのですが、この早期運転再開の件なのですが、「優先して点検する線区・区間を設定し、」とありますけれども、この優先順位をあらかじめ公表されるおつもりがあるかどうかという話と、あと1点なのですが、第2点目は早期運転再開を目指すのはいいのですが、恐らく被災している箇所もあると思うんですけども、被災している場合において、現時点の復旧目標みたいなものをどういうふうにお持ちになっているのか教えていただきたいと思います。

[石司様（JR東日本）] 鉄道の場合はですね、例えば地下鉄は地震に強い構造になっています。JRは盛土ですから、地震にはそういう意味では弱い。我々の山手線というのは、非常に重要な線区として位置づけていた訳であります。仮に地下鉄が、メトロのところも含めて、地下鉄が完全に動いていたとすると必ずしも山手線が最重要ではなくて、もっと放射線状に伸びる線区というのが最重要である、ということからですね、山手線の優先順位を今ではかなり、一番高かったんですが、今度、順位を下げる具体的に今、計画を立てているところでありま

す。先程の私の 18 カインは 12 カインの間違いなんです、実際に運転再開見込みは 12 カイン以上ですと係員が現地に行ってそれを見るという、見てどのくらいの被害があるかということをしなければいけません。

3月11日も山手線では、現実設備が壊れて翌日まで修繕をした訳でありますけれども、そういう意味で言うと、修繕度合いというのが現実を見なきゃいけないことから、相当、かなりアバウトと言いますか、「このくらいまでは運転再開できませんよ」という、そういうお客様に対する周知になると思います。何時に運転再開できるというのは、その点検結果が分かり次第、周知しようと思っておりますけれども、なかなかそれは難しいところです。ただ、カイン値を見ればこれはたちどころに分かりますから、「何時まで運転再開出来ない」ということを早めにお客様に周知しようと思っております。

[猪瀬副知事] 他にありますか。JRの問題は気になっているんですね。他にありますか、いいですか。

できないことではなく、できることを言ってほしいということですね。今までの検討課題をいただきましたので、これから幹事会やワーキンググループで具体的に議論を進めていきたいと思っております。ワーキンググループの横のつながりをどうするか、考えなきゃいけないですね。

次に資料6ですが、「一斉帰宅抑制の基本方針」というものを皆さんにお諮りしたいと思います。まず、内容を事務局から説明します。

[醍醐危機管理監] はい、それでは資料6をご覧ください。一枚で表、裏になっております。

9月に行われました第1回の協議会で、申し合あわせ書で合意をいたしました一斉帰宅抑制の必要性に基づきまして、この方針を纏めております。この趣旨でございますが、この説明に入る前にご案内の通り、首都直下地震の発生時には、火災の発生ですとか建物の倒壊等、様々な状況が考えられ、徒歩で大勢の方が一斉に帰宅をしますと二次災害になる危険性がございます。また、混乱が起きて発災時の応急・復旧活動に支障が起きる恐れもある訳でございます。こういったことから、社会全体で一斉帰宅の抑制に取り組む必要があるわけですが、先程の調査にもありました通り、一斉帰宅抑制のための企業や個人の取り組みが、必ずしも十分ではないと言えようかと思っております。

首都直下地震でございますが、これは本当にいつ起きるか分からないということでございまして、帰宅困難者に係る対策は、出来る限り早期に取り組みを進めていく必要がございます。このため、一斉帰宅の抑制についての基本事項を取り纏めまして、企業等で取り組みを推進すると共に、社会全体に普及・啓発していくことを目的といたしまして、今回、この協議会に事務局として基本方針（案）を提出させていただいた次第でございます。この内容は、本協議会の

構成員の皆様は数度にわたりご意見をお聞きすると共に、協議会の下に設置をされました幹事会で議論を重ね、調整をしたものでございます。

それでは本文の概略をご説明させていただきます。この基本方針は大きく分けまして2つに分かれております。「基本的な考え方」と「具体的な取組」ということですが、まず、「基本的な考え方」といたしまして、最初の、1つ目の項に書いてございます「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が、首都直下地震に対する備えを万全にするために不可欠でございます。また、その下の2つ目の項に書いてございます通り、発生直後におきましては、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を迅速・円滑に行う必要があります。このため、帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底いたします。

この原則を実効あるものをするために、その下の項でございますが、この後にご説明いたしますが、具体的な取組事項に沿って各企業等、これは官公庁や団体も含みます。これに、一斉帰宅抑制を促していくものでございます。その際には、その下に書いてございます、安否確認や災害関連情報を適宜提供する仕組みを官民一体となって整備することが必要でございます。特に行政におきましては、企業等における一斉帰宅抑制が実効あるものとなるように必要な対策の実施をいたします。

また加えまして、児童・生徒の安全確保のため、学校など関係機関に必要な取組を求めていくものでございます。これが「基本的な考え方」です。この基本的な考え方に基づきまして、「具体的な取組」でございます。

まずは、従業員等の待機・備蓄でございます。首都直下地震の発生によりまして、首都圏のほとんどの交通機関が運行停止となり、当分の間、復旧の見通しが立たない場合には、事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努力するものといたします。また、その下でございますが、企業等は、従業員等が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布などの物資の備蓄に努めるものといたします。

次に大規模な集客施設での利用者の保護でございます。地震発生時には、大規模な集客施設やターミナル駅等において、多くの帰宅困難者等の発生が予想されます。このことに鑑みまして、市区町村や関係機関と連携をし、事業者等は利用者を保護するために適切な待機や誘導に努めるものといたします。

この資料の裏側になります。従業員等を待機させるための環境整備でございます。企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など従業員等が、事業所内に安全に待機できる環境整備に努めるものといたします。

次に事業継続計画等への位置づけでございます。企業等は、BCP（事業継続計画）等におきまして、首都直下地震発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定め、従業員に周知しておくものいたします。

次に安否確認です。企業等は、首都直下地震発生時には、電話等が輻輳することを踏まえまして、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、それからソーシャルネット・ワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものいたします。

次に訓練です。企業等は、首都直下地震を想定した訓練を定期的に行い、必要に応じて対策の見直しを行うものいたします。

最後に、その他になりますが、企業等は、市区町村や自主防災組織等と、首都直下地震発生時の対応を事前に取り決めておくなど、日ごろからの連携に努めるものいたします。資料の説明は以上でございますが、今回、この基本方針（案）をご承認いただければ、基本方針の実効性を更に高めるための個別、具体的な事項につきまして、今後の協議会でさらに議論を深め、第3回の中間報告で取りまとめをしたいと考えているところでございます。事務局からの説明は以上でございます。

[猪瀬副知事] 説明は以上ですが、この基本方針（案）につきまして意見がございましたら、お願いいたします。特にないですか。

やっぱり、役場がある場所から物を考えるのではなくて、自分のいる場所から物を考える、極めて合理的な発想を着実に展開する時が来たということだと思いますね。このことで特になければ、本案について異議無ければ、これでいきたいと思いますが、ございませんか。

[会場] 異議なし。

[猪瀬副知事] ありがとうございます。それでは、この基本方針に基づいて、企業における一斉帰宅抑制に向けた対策を進めていきたいと思っております。

最後に一言、座長として申し上げたいと思っております。この一斉帰宅抑制の基本方針が公認された訳でありまして、これは帰宅困難者対策をする上で、非常に重要な一歩で、短期間でこういう合意に至ったということは、非常に皆さんの努力の結果ということで、敬意を表したいと思っております。

基本的には、一番重要な問題は、言葉として「むやみに移動を開始しない」というふうに刷り込むことだと思うんですが、逆に言えば、あの東北の大津波の場合は「津波てんでんこ」。とにかく津波があつたら、周り構わず逃げろ。「津波てんでんこ」という言い方があって、そのあえて逆になる訳で「むやみに移動を開始しない」と。大都会ではそういう考え方をする、ということになるん

だと思えますね。

この基本方針はそういうことで非常に合理的だと思うのですが、第3回協議会までに中間とりまとめをまとめてあげていきたいと思えます。中間とりまとめに向けて第3回協議会をやると。

東京都としては、こういう関心の高い時期に、帰宅困難者への取り組みを、都民により広く浸透させるために、条例の制定に着手したいと考えています。東京都だけで帰宅困難者は350万人で、周辺の千葉県、千葉市、埼玉県、さいたま市、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、東京都入れて9都県市でも条例に着手してもらいたい、ということをお願いしていきたいと思っています。9都県市はあくまでもそういうふうにと。そういうふうに広域的に活かしていく必要があるかというふうに思っております。

東京都では、来年2月3日に東京駅、新宿駅、池袋駅を中心に帰宅困難者対策訓練を行う予定であります。関係する機関、それから鉄道や駅前の商店などの関係者の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。民間事業者の皆様も一緒にやっていただくことで、帰宅困難者対策が実現すると思っております。

それでは、以上を持ちまして、本日の議事を終了したいと思います。議事内容についてのご意見、ご質問がございましたら事務局までご連絡いただきたいと思います。今後とも構成員各位の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

〔完〕